

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

女性職員が職業生活において、より一層活躍できる職場環境の整備を行うために、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 管理監督職に占める女性職員の割合を35%以上維持する

〈対 策〉

○優秀な女性職員について、より一層積極的に管理監督職に登用する。

目標2 仕事と家庭の両立に向けた職場環境を整備する

〈対 策〉

○育児休業制度、最大小学校3年生までの子をもつ職員が利用できる育児短時間勤務制度、養育両立支援休暇、子の看護等のための休暇制度、介護休暇制度などの利用促進のため、周知・啓発を図る。

○通常の勤務時間(8:45~17:30)に勤務している主事及び管理栄養士を対象として、通常の勤務時間の前後45分に開始する勤務区分を設定し、子育てや介護又は通勤事情の状況に応じた勤務時間が選択できる環境をつくる。

○施設の個別事情を踏まえ、業務のDX化や合理化による業務の負担軽減を図るとともに、連続休暇の取得が可能な勤務体制をつくる。

○超過勤務縮減にむけた意識啓発を行うとともに、業務のDX化や合理化等を行い、計画的かつ効率的な業務の遂行を図り、計画期間における、フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月10時間未満を維持するように努める。

○施設近隣に所在する企業主導型保育事業所との提携を推進し、子育て支援を行う。

目標3 職場に復帰しやすい環境を整備するため、各施設において「職場内パパ・ママ会」を年2回実施する

〈対 策〉

○産前産後休暇、育児休業の取得を控える職員、取得中の職員、復帰後間もない職員を対象として、育児休業の取得実績のある先輩職員、上司、施設長などとともに「職場内パパ・ママ会」を開催し、長期に職場を離れる不安、職場復帰に向けた準備、育児・子育ての悩み等を話し合い、職場に復帰しやすい環境をつくる。

目標4 女性職員の介護福祉・専門人材の育成を支援する

〈対 策〉

- 支援の質の向上を図るため、「介護福祉士実務者研修」を実施し、介護福祉士を計画的に養成する。
- 「介護支援専門員試験対策講座」を開催し、介護支援専門員を計画的に養成する。
- 高等学校卒業者の通信制大学(福祉系)への進学を促進するため、修学資金貸与制度の周知を図る。

目標5 女性職員が働きやすい職場環境づくりのためにハラスメント防止対策を推進

〈対 策〉

- 職員就業規則等に各種ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、育児休業等に関するハラスメント、レイシャルハラスメント)の防止に関する規定を追加するとともに、理事長が定める事業団のハラスメント指針の周知・徹底を図ることで、女性職員を含めた働きやすい職場環境をつくる。